

堺市中区政策会議開催要綱

令和 7 年 7 月 1 日制定

1 目 的

本市の中区域内で市が実施する施策等について、区民等その他有識者から広く意見を聴取するため、堺市区政策会議に関する条例（令和 3 年条例第 1 0 号）第 2 条第 2 号に規定する会合として、堺市中区政策会議（以下「区政策会議」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 次期堺市中区地域計画の策定に関する事項
- (2) 次期堺市中区地域計画に係る施策に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 構 成

区政策会議は、次に掲げる者のうち、区長が依頼する 2 0 人程度（以下「構成員」という。）で構成する。

- (1) 区域内において公益的活動を行う者
- (2) 区長が行う公募に応じた区民等
- (3) 学識経験者その他専門的知識を有する者
- (4) 大阪公立大学の学生
- (5) 前各号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

4 構成の特例

前項の規定にかかわらず、区長は、特別の事項について意見を聴取する必要があると認めるときは、当該事項に関する知識又は経験を有する者（以下「特別構成員」という。）を区政策会議の構成に加えることができる。

5 座 長

- (1) 区政策会議に座長を置き、区長の指名によりこれを定める。
- (2) 区政策会議の会議は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

6 専門分野別会議

区長は、効果的かつ効率的に区政策会議の会議を運営するため、専門的な分野ごとに区長が指名した構成員又は特別構成員による会議（以下「専門分野別会議」という。）において意見を聴取することができる。この場合において、専門分野別会議の進行は、区長が指名する出席構成員が行う。

7 関係者の出席

区長は、必要があると認めるときは、区政策会議（専門分野別会議を含む。以下同じ。）に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

8 会議の公開等

- (1) 区政策会議の会議（以下単に「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、区長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

ア 堺市情報公開条例（平成 1 4 年条例第 3 7 号）第 7 条各号に掲げる情報について意

見を聴取するとき。

イ 会議を公開することにより、公正又は円滑な意見の聴取が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

(2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱（令和２年制定）の定めるところによる。

9 会議録

区長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した者の氏名

(3) 会議の内容

(4) 前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

10 開催期間

令和７年７月１日から令和９年６月３０日までの間とする。

11 庶務

区政策会議の庶務は、中区役所企画総務課において行う。